

# 特別障害者手当認定パターン

障がいごとのさらに詳細な基準が厚生労働省通知にありますので、合わせてご確認ください。

## 令別表第2

- 1 次に掲げる視覚障害
  - イ 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの
  - ロ 1眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの
  - ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの
  - ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
- 2 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
- 3 両上肢の機能に著しい障がいをもつもの又は両上肢のすべての指を欠くもの若しくは両上肢のすべての指の機能に著しい障がいをもつもの
- 4 両下肢の機能に著しい障がいをもつもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの
- 5 体幹の機能に座ることができない程度又は立ち上がることができない程度の障がいをもつもの
- 6 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同等以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの（内部障がい及びその他の疾患）
- 7 精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

## 障害基礎年金2級相当の表

- 1 両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの又は1眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの
- 2 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
- 3 平衡機能に極めて著しい障がいをもつもの
- 4 そしゃくの機能を失ったもの
- 5 音声又は言語機能を失ったもの
- 6 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの又は両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの
- 7 一上肢の機能に著しい障がいをもつもの又は一上肢の全ての指を欠くもの若しくは一上肢の全ての指の機能を全廃したもの
- 8 一下肢の機能を全廃したもの又は一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの
- 9 体幹の機能に歩くことができない程度の障がいをもつもの
- 10 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けらるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
- 11 精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

## 日常生活動作評価表

- 1 タオルを絞る（水をきれ程度）
- 2 とじひもを結ぶ
- 3 かぶりシャツを着て脱ぐ
- 4 ワイシャツのボタンをとめる
- 5 座る（正座・横すわり・あぐら・脚なげだし姿勢を継続する）
- 6 立ち上がる
- 7 片足で立つ
- 8 階段の昇降

ひとりでできる場合 0点  
 ひとりでできてもうまくできない場合 1点  
 ひとりでは全くできない場合 2点  
 ※ 脳血管障害で片麻痺（健側が全く正常）の場合は1/2としてカウントする。

注(1) 2の場合については、次によること。  
 5秒以内にできる 0点 / 10秒以内にできる 1点 / 10秒ではできない 2点  
 (2) 3及び4の場合については、次によること。  
 30秒以内にできる 0点 / 1分以内にできる 1点 / 1分ではできない 2点

## 日常生活能力判定表

動作及び行動の種類	0点	1点	2点
1 食事	ひとりでできる	介助があればできる	できない
2 用便（月経）の始末	ひとりでできる	介助があればできる	できない
3 衣服の着脱	ひとりでできる	介助があればできる	できない
4 簡単な買物	ひとりでできる	介助があればできる	できない
5 家族との会話	通じる	少しは通じる	通じない
6 家族以外の者との会話	通じる	少しは通じる	通じない
7 刃物・火の危険	わかる	少しはわかる	わからない
8 戸外での危険から身を守る（交通事故）	守ることができる	不十分ながら守ることができる	守ることができない

**パターン1**（令第1条第2項第1号）  
 令別表第2に掲げる1～7までの障がい2つ以上ある。

**パターン2**（令第1条第2項第2号）  
 令別表第2に掲げる1～7までの障がいのうち1つを有し、かつ、障害基礎年金2級相当の表のうち2つ以上を有する。  
 ※それぞれ別の障がいであること。

**パターン3**（令第1条第2項第2号）  
 令別表第2に掲げる3～5までの障がいのうち1つを有し、かつ、日常生活動作評価表で10点以上ある。

**パターン4**（令第1条第2項第3号）  
 第二障害児福祉手当の個別基準（※厚生労働省通知）の4又は5に該当する障がい（心臓・呼吸器・腎臓・肝臓・血液・その他の疾患）を有するものであって、第三の1の7のウの「**安静度表**」の1度（絶対安静）に該当する状態である。

- 安静度表
- 1 絶対安静
  - 2 終日横になっている
  - 3 短時間離床してよいが主に横になっている
  - 4 午前午後それぞれ安静時間をとる
  - 5 午後に安静時間をとる

**パターン5**（令第1条第2項第3号）  
 第二障害児福祉手当の個別基準（※厚生労働省通知）の6に該当する障がい（精神障がい）を有するものであって、日常生活能力判定表で14点以上ある。